

3 保 障

万一の場合に備えて、生命保険と交通事故傷害保険がセットされており、交通災害でお亡くなりになられたときには、両保険金が併せて給付されます。

生 命 保 険

(引受保険会社:ジブラルタ生命保険株式会社)

この保険は、商工会員等を対象とした死亡保障のみの掛け捨て保険(集団扱定期保険)のため、安い保険料で高額な保障が受けられます。

《保険金・給付金》

- 死亡保険金……被保険者が亡くなられたとき
- 高度障害給付金…被保険者が傷害または疾病によって約款所定の高度の身体傷害の状態になられたとき

※死亡保険金または高度障害給付金が支給された場合には、その保険契約は消滅します。

《保険金額》(1口あたり)

- 加入時の契約年齢により次のとおり

6~46歳 100万円	47~54歳 50万円	55~65歳 25万円
-----------------------	-----------------------	-----------------------

生命保険の診査基準

- 告知扱い…告知書による自己申告、記入事項が事実と相違するときには、保険金が支払われないことがあります。
- 面接扱い…保険面接士による代用診査
- 診査扱い…保険会社指定の医師による健康診査
- 加入口数による診査基準一覧表

保険金 (1口あたり)	加入年齢	加 入 口 数				
		1~12	13~15	16~20	21~24	25~30
100万円	6~39					
	40~45					
	46					
50万円	47~54					
25万円	55~65					

告知扱い (黄色) 面接扱い (紫) 診査扱い (オレンジ)

※診査基準の適用にあたっては、新契約、同時契約(複数の新契約)および1年以内の既契約(ジブラルタ生命の一般契約含む)を通過して適用します。ただし、新契約、同時契約およびジブラルタ生命の5年以内の告知扱契約を通過して、死亡保険金の合計額が上表の告知扱いの範囲内のときは、告知扱いを適用します。

※診査基準により保険会社が診査した結果、この共済制度にご加入いただけないこともあります。

交 通 事 故 傷 害 保 険

(引受保険会社:株式会社 損害保険ジャパン)

この保険は、日本国内・国外を問わず、被保険者の方が交通事故および建物火災によって被った身体の傷害について補償されます。

《保険金》

- 死亡保険金……被保険者が事故後、180日以内に亡くなられたとき
- 後遺障害保険金…被保険者が事故後、180日以内に身体に重大な障害を残したとき
- 入・通院保険金…被保険者が事故の日からその日を含めて、180日以内に医師の治療を受けたとき(平常の生活、業務に従事できるまでの間)ただし、通院は実通院日数90日分を限度とします。
- 手術保険金……被保険者が事故後、180日以内に所定の手術を受けたとき

※事故の原因を問わず、むちうち症または腰痛等で他覚症状のないものについては、保険金が支払われません。

《保険金額》(1口あたり)

死亡保険金 100万円	後遺障害保険金 死亡保険金の 3%~100%	入院保険金 1日 1200円
通院保険金 1日 800円	手術保険金 手術の種類に応じて、入院日額の (10・20・40)倍	

※上記保険金額は、損害率による割引10%の保険金額です。毎年の保険料は3月1日を基準として、前年度の損害率により変動いたします。(本年の保険金額などについては、商工会連合会までお問い合わせください。)

※詳細につきましては別途のパンフレットをご参照ください。

生命保険契約の発効および失効

- 発効…保険会社が承諾した場合、原則として加入申込みの翌月1日となります。ただし、締切日以降当該月末日までの加入申込みは翌々月1日となります。また、面接、診査扱いの場合、面接、診査が完了しないと発効されません。
- 失効…6ヵ月以上共済掛金の払込みがない場合、失効することがあります。